

春です。春を通り越して初夏の様相を呈しておりました3月でした。いっぺんに桜前線を押し上げて今や満開です。各地より綺麗な桜便りが各地から届いています。いっぺんに咲いていっぺんに散る桜、桜よろしいですな・・・。

今日から新年度です。昨年の4月は消費税の増税を初めてとして変るものが一杯ありましたが、今年は大きく変るものはそれ程ありません。昨日3月31日に27年度の所得税法等の一部を改正する法律案が成立いたしました。予算関連法案ですが、適用する時期の関係でどうしても可決する必要があります。主なものは法人税率の引き下げを中心とする法人税改革です。現行25.5%⇒27年度～23,9%になります。その代替財源として、欠損金繰越控除の見直し(大法人の控除限度、現行所得の80%⇒27年度～65%⇒29年度～50%となります)

- ・受取配当等益金不算入の見直し(現行持株比率25%未満は50%、25%以上は100%益金不算入⇒5%以下は20%、5%超1/3以下は50%、1/3超は100%益金不算入)

- ・租税特別措置の見直し(研究開発税制の見直し、生産等設備投資促進税制の廃止等)

- ・所得拡大促進税制における給与等支給増加割合の見直し

○個人所得課税

- ・NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置の拡充)

- ・NISAの投資上限額の引上げ(年間100万円⇒120万円)

- ・ジュニアNISAの創設(20歳未満の者の口座開設が可能。年間投資上限額80万円)

- ・住宅ローン減税等の適用期限を平成31年6月30日まで1年半延長。

○資産課税

- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長拡充(非課税枠1000万円⇒最大3000万円)

- ・結婚子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設(非課税枠1000万円)

これ使うのは?です。

○国際課税制度の見直し

- ・国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し(国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象とする)

- ・外国子会社配当益金不算入制度の適正化(外国子会社において損金算入される配当を適用対象から除外)

- ・国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設。いわゆる出国税です。海外に居住する場合は清算してから出て行ってくださいということです。

次は国籍税の導入か? 税も海外からとなるのか・・・。